

*入居承継（名義変更）の流れ

県営住宅入居承継承認申請書
添付書類（戸籍謄本・同意書・印鑑証明書等）

↓ 提出（郵送）

群馬県住宅供給公社

↓

審 査

* 2週間程度日数がかかります。

↓ 審査の結果（承認・不承認）

群馬県住宅供給公社

↓ 審査の結果、承認を得た方

契約書、入居者台帳等、名義の変更手続きに必要な書類を郵送いたします

↓

新名義人様の印鑑登録証明書を揃えていただきます。
・入居時の敷金の保管証書（領収書）が必要です。
・新しく家賃の3ヶ月分の敷金が必要です。
（今お預かりしている敷金は、名義が変更になったあと、お返しいたします。家賃に滞納がある場合は、家賃に充当いたします。）

指定日までに契約書類を揃えて、郵送もしくは公社に来て手続きをしていただきます。

群馬県住宅供給公社

（指定日変更可）

・書類を確認させていただきます。

契約書類等が完備した翌月の1日付けで名義が変更になります。

なお、後日承認決定通知と契約書が郵送されます。

*名義変更ができる方には条件があります。

- ◎名義人様の死亡または離婚による配偶者様への変更
- ◎名義人様死亡等による60歳以上の同居者様への変更
- ◎名義人様死亡等による障がいのある同居者様への変更

*障がいの等級により承認されない場合もあります。

*家賃・駐車料の滞納があると、名義変更ができない場合があります。

*現在の名義人様が死亡した場合以外は承継承認申請書に実印の押印、また印鑑登録証明書が必要になります。